

一般廃棄物処理業許可申請書及び添付書類一覧

no.	書類名	必要な書類		備考
		収集運搬	処分	
1	許可申請書 (規則 様式第2号)			
2	事業計画書 (要綱 様式第1号)			
3	従業員名簿一覧表 (要綱 様式第2号)			
4	法第7条第5項第4号の規定に該当しない者である旨の申出書 (要綱 様式第3号)			
5	事業開始資金記載書 (要綱 様式第4号)			
6	資産調書 (要綱 様式第5号)			
	申請者が個人の場合	-	-	
7	営業証明書			
8	納税証明書			最新年度の原本
9	所得課税証明書			過去2年度の原本
	申請者が法人の場合	-	-	
10	納税証明書			最新年度の原本
11	登記簿謄本、定款			最新年度の原本
12	決算報告書			過去2年の写し(ない場合は所得税申告書の写し)
13	貸借対照表(決算報告書に含まれている場合は必要無し)			過去2年の写し
14	損益計算書(")			過去2年の写し
		-	-	
15	契約事業所一覧表 (要綱 様式第6号)			見込含む
16	契約計画書 (要綱 様式第7号)			
17	誓約書 (要綱 様式第8号)			
18	講習等の修了証			写し
19	産業廃棄物の許可証			写し
		-	-	
20	車両一覧表 (要綱 様式第9号)			
21	車両整備計画書 (要綱 様式第10号)			
22	一般廃棄物積替え保管実施計画書 (要綱 様式第11号)			
23	年間作業計画書 (要綱 様式第12号)			
24	車両の写真			
25	車両の自動車検査証			写し
26	車両の自動車保険契約書			写し
		-	-	
27	処分計画書 (要綱 様式第13号)			
28	処理フローシート			
29	施設の位置図、見取り図			
30	施設の構造、設備の設計図面			
31	設備の設計計算書及び仕様書			
32	処理施設の設計計算書等の関係書類及び図面			
33	許可事項変更申請書 (規則 様式第3号)			
34	許可証再交付申請書 (規則 様式第4号)	-	-	
35	廃止届 (規則 様式第7号)			
36	変更届 (規則 様式第8号)			

許可申請時(新規・更新)に必要なもの 印。 申請内容に変更が生じた時に必要なもの 印

様式第2号(第10条関係)

一般廃棄物処理業許可(更新)申請書

年 月 日

むつ市長 様

所在地
名称
代表者氏名
電話番号



次のとおり、一般廃棄物処理業を行いたいので申請します。

取扱一般廃棄物の種類	ごみ・汚泥・その他	
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬・処分	
営業の区域		
収集、運搬用車両		
従業員の数		
処理料金及び料金徴収の方法		
既に業の許可を有している場合にあつては、その許可番号(他市町村の一般廃棄物及び産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の許可を含む。)	都道府県・市町村名	許可番号

※ 添付書類は、別途指示する。

事業計画書

1. 事業の目的	
2. 事業経緯	
3. 事業の概要	
4. その他	

む つ 市 長

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称
(代表者名)

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の規定に該当しない旨の申出書

申請者、申請者の役員、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の規定に該当しないことを申し出ます。

参照

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
 ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの
 リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
 ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

事業開始資金記載書

内訳		金額（千円）
事業の開始に要する 資金の総額		
固 定 資 産	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	施 設	
流 動 資 産	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	
	増 資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。

資 産 調 書

1 固 定 資 産

(単位：千円)

項 目	所 有	非 所 有
	評価額・購入額	月 支 払 額
建 物		
土 地		
車 両		
機 械 ・ 装 置		
合 計		

(注) 土地、建物の評価額は、固定資産税の評価額である。

2 流 動 資 産

(単位：千円)

項 目	金 額
現 金 ・ 預 貯 金	
手 形	
有 価 証 券	
売 掛 金	
機 械 ・ 装 置	
合 計	

む つ 市 長

誓 約 書

住所又は所在地 _____

氏名又は名称
（代表者名） _____ (印)

私は、一般廃棄物の 収集運搬・処分 を行うに当たり、むつ市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者としての責務を深く自覚し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例その他関係法令の規定を遵守し、誠実に業務を遂行することを固く誓います。

様式第10号（第4条関係）

車 両 整 備 計 画 書

一般廃棄物の種類	
収集運搬方法	
飛散・流出の防止及び 悪臭発散の防止	
車両保管場所	
洗車場所	
(略図)	

一般廃棄物積替え保管実施計画書

積替え及び保管の実施	<input type="checkbox"/> 積替えのみ <input type="checkbox"/> 積替え保管
積替え及び保管の場所	
積替え及び保管する廃棄物	
積替え及び保管の実施概要	
(略図)	

積替え及び保管の基準に対する措置

積 替 え に 関 す る 事 項	
周囲に囲い、積替え場所の表示	
飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止	
ねずみ、蚊、はえ、その他害虫防止	
積替え保管に関する事項 (積替えのみの場合は記入不要)	
運搬先の定め	
適切に保管できる量以内	
性状に変化のないうちに搬出	
直接荷重の場合、囲いの耐性	
積替え保管場所の表示	
屋外非容器の場合高さ	

※積替え保管に関する図面・写真、及び屋外非容器の場合は制限高さの計算図面等を添付すること。

年間作業 (収集) 計画書

	月	週稼動数	月稼動数	週収集量	月収集量
	4	回	回	kg	kg
	5	回	回	kg	kg
	6	回	回	kg	kg
	7	回	回	kg	kg
	8	回	回	kg	kg
	9	回	回	kg	kg
	1 0	回	回	kg	kg
	1 1	回	回	kg	kg
	1 2	回	回	kg	kg
	1	回	回	kg	kg
	2	回	回	kg	kg
	3	回	回	kg	kg

処 分 計 画 書

処分する一般廃棄物の種類	
処 分 の 内 容	
処 理 方 式	
処 理 予 定 量	
保 管 施 設 の 有 無	
保 管 の 方 法	
飛散・流出・浸透・悪臭 の発散の防止措置 (保管施設)	
処理後の廃棄物の種類	
処理後の廃棄物の排出予定量	
処 理 後 の 廃 棄 物 の 排 出 先	

※ 添付書類

① 排ガス処理等関係書類

- イ 処理フローシート
- ロ 施設の位置図、見取図
- ハ 施設の構造、設備の設計図面
- ニ 設備の設計計算書及び仕様書
- ホ その他関係書類（賃貸借契約書など）